

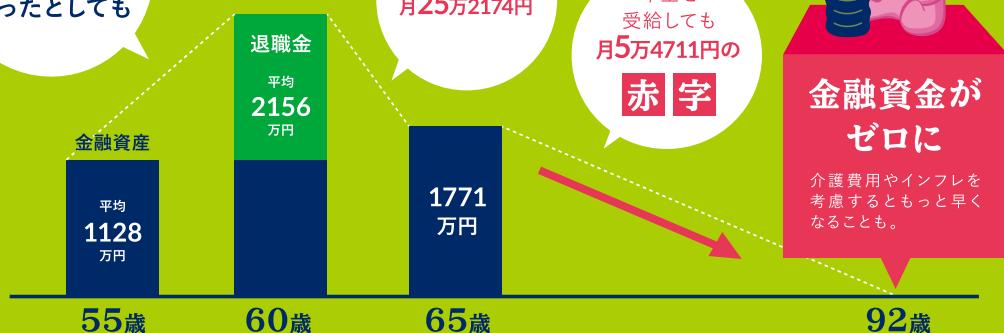
NISA^{ニーサ} つみたてNISA



公的年金だけで 十分ですか？



これだけの
金融資産が
あったとしても



(注)55歳の金融資産は金融広報中央委員会(50歳代)、退職金は厚生労働省(大卒、勤続35年以上)、消費支出(60～64歳)と家計の赤字(65歳以上)は総務省の調査から作成



NISA
つみたてNISA × 積立投信なら“じぶん年金”が簡単につくれます！

ジュニア NISA^{ニーサ}



ジュニアNISAを ご存知ですか？



1人あたりの教育費、実はこんなにかかります！

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学	合計
国公立	約67万円	約193万円	約144万円	約123万円	約562万円	約1089万円
私立	約149万円	約921万円	約401万円	約299万円	約832万円	約2602万円



ジュニアNISAなら非課税でお子さまの未来をサポート！

「いつ始めても遅くない」
でも、「早く始めるに越したことはない」

だから

少額の投資が
非課税になる制度で

自動的に貯まる仕組みを つくりませんか？

「NISA」と「北國銀行のノーロード」を組み合わせる場合

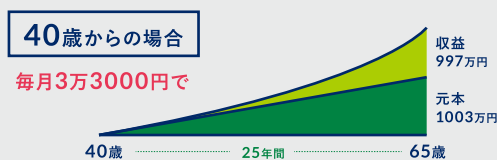
こんなに
メリットが!!

- ☑ 購入手数料無料
- ☑ 運用益非課税
- ☑ 複利効果
- ☑ 時間分散

※「つみたてNISA」はつみたてNISA専用ファンドから選択いただきます。

65歳までに2000万円 つくるには・・・

—— 年利回り5%で運用の場合 ——

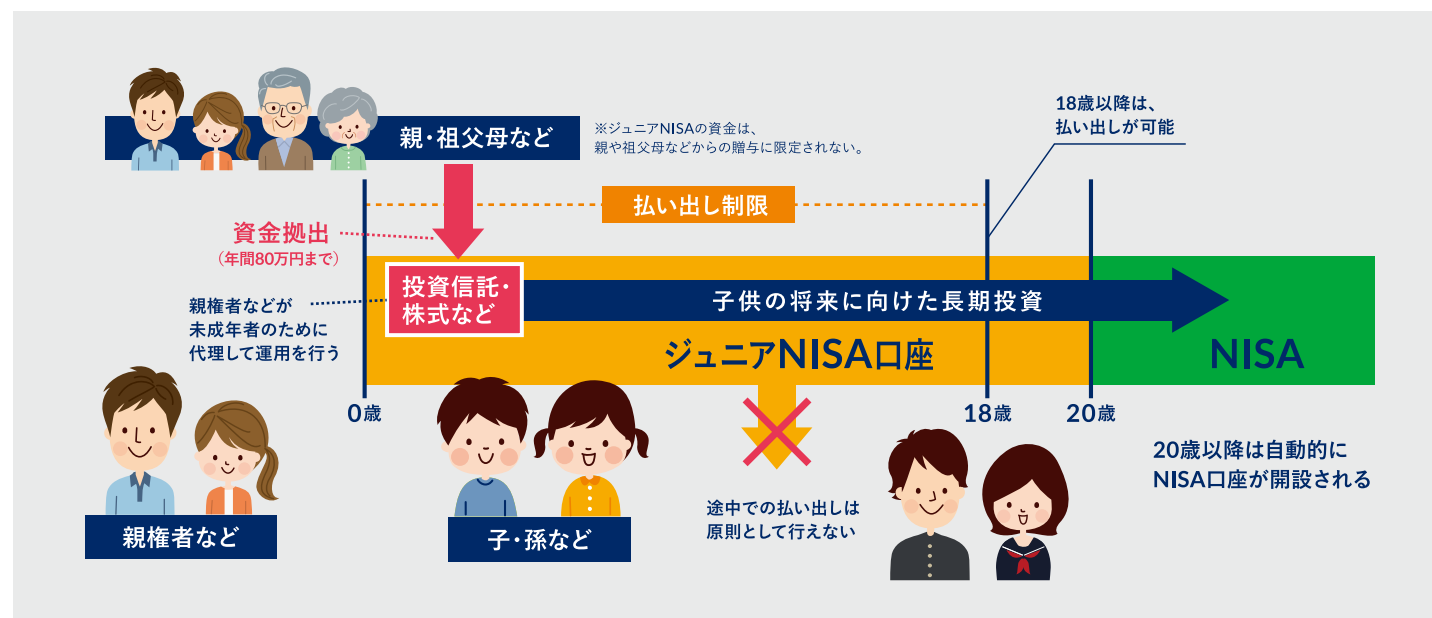


お子さまの成長と学びの機会を広げませんか？

「ジュニアNISA」と「北國銀行のノーロード」と組み合わせる場合

こんなにメリットが!!

- ☑ 購入手数料無料
- ☑ 運用益非課税
- ☑ 複利効果
- ☑ ご祖父母の方なら暦年贈与×ジュニアNISAで相続対策にも！
※贈与税の暦年課税制度のことで、1月1日から12月31日までに贈与を受けた金額が110万円の基礎控除額以下なら贈与税の申告がいらないという制度



すぐにわかる!

NISAの基本



年間120万円までの投資が非課税になる制度

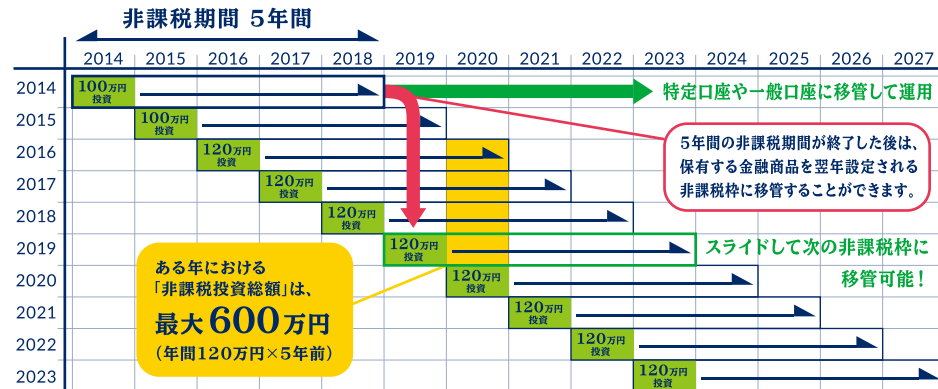
投資できるお金は
トータル600万円まで

株や株式投資信託
などの金融商品へ投資

儲け分に対する
税金がかからない

非課税期間は 5年間です

○非課税の期間が終わると、NISA口座の上場株式や株式投資信託等は、特定口座や一般口座の課税口座に移り、その後の配当金及び売買益等については課税されます。○手続きすれば、引き続き、NISA口座で翌年の非課税枠を利用し、そのまま保有し続けることもできます。



【留意事項】①NISA口座は、原則1人1口座しか、開設できません。②NISA口座は、特定口座や一般口座との損益通算ができません。③NISA口座で一度売却すると、非課税枠の再利用はできません。④上場株式の配当金等を非課税にするには、証券会社で「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。

すぐにわかる!

ジュニアNISAの基本

ご父母さま
ご祖父母さま

が

お子さま
お孫さま

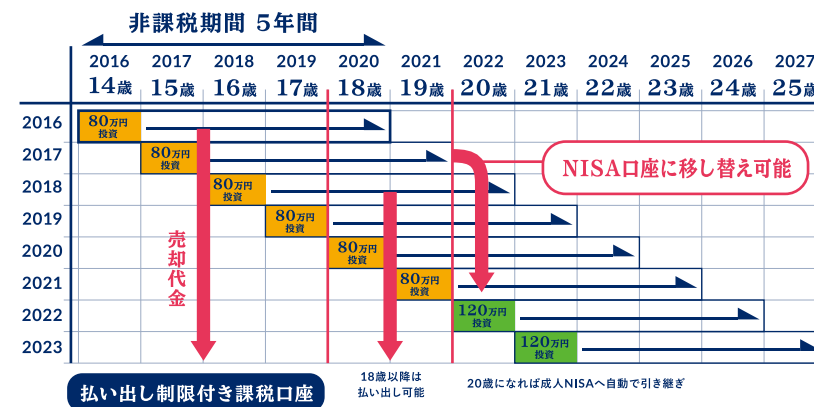
名義の口座に資金を
拠出して運用が可能

年間80万円までの投資が非課税になる制度

投資できるお金は
トータル400万円まで

株や株式投資信託
などの金融商品へ投資

儲け分に対する
税金がかからない



お子さまの
成長と共に
資産も育つ!

すぐにわかる!

つみたてNISAの基本

年間40万円までの積立投資が非課税になる制度

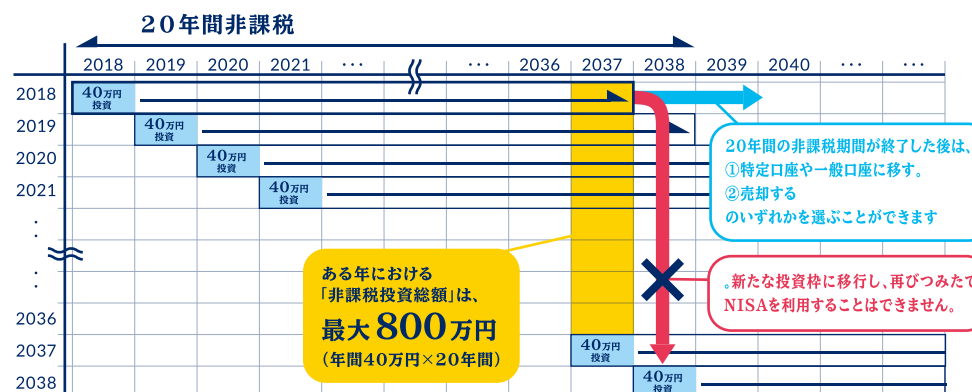
投資できるお金は
トータル800万円まで

株式投資信託やETF
のうち一定基準を満たした
ものの積立投資

儲け分に対する
税金がかからない

非課税期間は 20年間です

○非課税の期間が終わると、つみたてNISA口座の株式投資信託やETFは、特定口座や一般口座の課税口座に移り、その後の配当金及び売買益等については課税されます。



【留意事項】①つみたてNISA口座とNISA口座の併用はできません。②積立契約(累積投資契約)に基づく定期かつ継続的な方法による買付でない利用はできません。③つみたてNISA口座はロールオーバーができません。④信託報酬等の概算値が原則年1回通知されます。⑤基準経過日における氏名・住所の確認が求められます。

NISA・つみたてNISA・ジュニアNISAの比較

	NISA	つみたてNISA	ジュニアNISA
制度対象者	20歳以上の日本居住者など	20歳以上の日本居住者など	0～19歳
投資上限枠	年120万円(2016年1月より)	年間40万円(定期継続買付)	年間80万円
運用者	本人	本人	親権者など
払い出し	可	可	18歳になるまで制限
金融機関の変更	可	可	不可
投資可能期間	2023年12月末まで	2018年1月～2037年12月末まで	2023年12月末まで
非課税対象取引	一括投資、積立投資	定期かつ継続的な方法による買付	一括投資、積立投資
非課税期間	最長5年間	最長20年間	最長5年間
投資可能商品	上場株式・公募株式投資信託など	公募株式投資信託など一定基準を満たしたもの	上場株式・公募株式投資信託など

【投資信託に関する留意事項】

●投資信託は株式、公社債、不動産投資信託など値動きのある証券に投資しますので、証券等の価格の変動(外貨建ての資産に投資する投資信託においては、為替相場の変動もあります)により、基準価額は変動します。したがって元本および分配金の保証はなく、投資金額を下回ることがあります。●投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●当行で販売する投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。●当行は投資信託のご購入・ご換金のお申込について取扱を行っています。投資信託の運用は投資信託委託会社または投資顧問会社が行います。

【投資信託に関する手数料・費用について】

●ご購入時: 申込手数料/お申込金額に対して最大3.3%(消費税込み) ●運用期間中: 信託報酬/信託財産の純資産総額のうち、お客さまの保有額に対して最大2.015%(消費税込み) ●ご換金時: 信託財産留保額/ご換金時の基準価額に対して最大0.50%(信託財産留保額がからないファンドもあります) ●その他の諸費用: 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料などの手数料が信託財産から控除されます。(なお、当該費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。) ※当該手数料・費用等の上限額および合計額については、お申込みになる個別のファンドや金額、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。各商品の詳細については、各ファンドの投資信託説明書(目論見書)および目論見書補完書面等をよくお読みください。